

○沖縄県立博物館・美術館管理規則

沖縄県立博物館・美術館管理規則

平成19年3月16日
教育委員会規則第1号

改正 平成24年2月21日教育委員会規則第1号 平成26年3月31日教育委員会規則第6号
平成27年3月24日教育委員会規則第4号 平成31年3月29日教育委員会規則第2号
沖縄県立博物館・美術館管理規則をここに公布する。

沖縄県立博物館・美術館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号。以下「条例」という。）の規定並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第1号及び博物館法（昭和26年法律第285号）第19条の規定に基づき、沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄贈及び寄託)

第2条 博物館・美術館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、博物館・美術館資料寄贈申込書（第1号様式）又は博物館・美術館資料寄託申請書（第2号様式）を提出しなければならない。

2 受贈又は受託を決定したものについては、博物館・美術館資料受贈受諾書（第3号様式）又は博物館・美術館資料受託承認書（第4号様式）を交付するものとする。

3 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、博物館・美術館の館長（以下「館長」という。）が必要と認めた場合はこの限りでない。

4 第2項の規定により寄贈を受けた資料は、理由のいかんにかかわらず返却しない。

5 第2項の規定により寄託を受けた資料は、寄託者の請求又は博物館・美術館の都合により返付する。

(寄贈資料及び寄託資料の管理等)

第3条 寄託された資料の管理は、博物館・美術館所蔵の資料の管理に準ずるものとする。

2 寄託資料が火災その他の不可抗力により、滅失し、汚損し、又は損傷したときは、県及び館長並びに指定管理者は、損害賠償の責任を負わないものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第4条 条例第6条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第5号様式）によるものとする。

2 条例第6条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）

(3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類

(4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

(5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(観覧券の交付)

第5条 指定管理者は、博物館・美術館の展示品を観覧しようとする者が所定の観覧料を納付した場合又は指定管理者により後納が認められた場合は、観覧券を交付するものとする。

(観覧料の免除)

第6条 条例第12条第1項の規定により観覧料の免除を受けようとする者は、あらかじめ観覧料免除申請書（第6号様式）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 条例第12条第2項の規定により観覧料を免除することができる場合は、次のとおりとする。
- (1) 県内の中学校の生徒及び小学校の児童並びにその他これらに準ずる者の引率者が教育課程に基づく教育活動として博物館・美術館の常設展を観覧する場合
 - (2) 県内の高等学校の生徒、その他これらに準ずる者及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として博物館・美術館の常設展を観覧する場合
 - (3) 70歳以上の者が常設展を観覧する場合
 - (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者が常設展を観覧する場合
 - (5) 知的障害者で都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が常設展を観覧する場合
 - (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が常設展を観覧する場合
（入館の禁止等）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 館内の秩序を乱すおそれがあると認められる者
- (2) その他指定管理者が適当でないとする者
（施設利用の許可等）

第8条 条例別表第3に掲げる博物館・美術館の施設又は附属設備を利用しようとする者は、あらかじめ博物館・美術館施設利用許可申請書（第7号様式）を提出しなければならない。
（利用期間）

第9条 条例第15条本文に規定する教育委員会規則で施設等ごとに定める日数は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ当該各号に定める日数とする。

- (1) 博物館施設の企画展示室及び特別展示室並びに美術館施設の企画展示室1及び企画展示室2並びにこれらの施設の冷房設備 6月
- (2) 前号に掲げる施設等以外の施設 7日

2 条例第15条ただし書の規定により利用期間を変更しようとする者は、沖縄県立博物館・美術館利用期間変更願（第8号様式）を指定管理者に提出しなければならない。
（利用料金の免除）

第10条 条例第19条第3項において準用する第12条第2項の規定により利用料金を免除することができる場合は、沖縄県が条例第3条各号に掲げる事業を行うために利用する場合とする。

2 条例第19条第3項において準用する第12条第2項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、博物館・美術館施設利用許可申請書を提出する際に、併せて沖縄県立博物館・美術館利用料金免除申請書（第9号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、利用料金の免除を承認したときは、沖縄県立博物館・美術館利用料金免除承認書（第10号様式）を利用者に交付するものとする。
（事業報告書の内容等）

第11条 条例第20条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 博物館・美術館の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 博物館・美術館の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
（博物館・美術館協議会の組織等）

第12条 博物館・美術館協議会（以下「協議会」という。）の委員は、沖縄県教育委員会が任命する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 協議会の会議は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 協議会は協議のため必要があると認める場合は、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席

を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

8 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 協議会の庶務は、博物館・美術館において処理する。

10 その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(観覧料の割引)

第13条 条例別表第1備考4に規定する教育委員会規則で定める場合は、博物館施設又は美術館施設の常設展を観覧しようとする日と同じ日に博物館・美術館が行う他の展示と併せて観覧する場合とする。ただし、併せて観覧する他の展示の観覧料が無料の場合は、この限りでない。

(附属設備の利用料金の基準額)

第14条 条例別表第3第2項の表に規定する教育委員会規則で定める額は、別表に掲げるとおりとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、博物館・美術館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日〔平成19年11月1日〕から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請に必要な申請書等)

2 条例附則第2項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定の申請に必要な申請書及び書類については、第4条の規定の例による。

(沖縄県立博物館の管理に関する規則等の廃止)

3 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 沖縄県立博物館の管理に関する規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第13号)

(2) 沖縄県立博物館協議会規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第29号)

(沖縄県教育庁組織規則の一部改正)

4 沖縄県教育庁組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第31条第3号中「沖縄県立博物館」を「沖縄県立博物館・美術館」に改める。

第33条第4号中「沖縄県立博物館協議会」を「博物館・美術館協議会」に改める。

附 則(平成24年2月21日教育委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月24日教育委員会規則第4号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

別表(第14条関係)

1 附属設備(冷房設備を除く。)の利用料金

種別	品名	単位	基準額
舞台器具	演台	1台	320円
	花台	1台	100円
	司会台	1台	150円
音響器具	メインスピーカー	1式	1,050円
	コンデンサーマイク	1本	320円
	ワイヤレスマイク	1本	630円
	ダイナミックマイク	1本	210円

	ビデオテープレコーダー	1台	730円
	DVDプレーヤー	1台	1,310円
	CD、MDプレーヤー	1台	420円
	HD/DVDレコーダー	1台	1,310円
照明器具	ボーダーライト	1列	320円
	サスペンションライト	1列	520円
	アッパーホリゾントライト	1列	730円
	シーリングライト	1列	630円
	センターピンスポットライト	1台	420円
その他	書画カメラ	1台	840円
	ビデオプロジェクター	1台	1,470円
	電動スクリーン	1式	1,150円
	35ミリフィルム映写機	1式	5,240円

備考 附属設備利用料金の基準額は、1ステージごとの額とする。ただし、長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。

2 冷房設備の利用料金

区分		単位	基準額
博物館施設	企画展示室	1時間までごとに	660円
	特別展示室	1時間までごとに	870円
	実習室	1時間までごとに	200円
	講座室	1時間までごとに	360円
美術館施設	県民ギャラリー1	1時間までごとに	180円
	県民ギャラリー2	1時間までごとに	170円
	県民ギャラリー3	1時間までごとに	170円
	県民ギャラリースタジオ	1時間までごとに	190円
	県民アトリエ	1時間までごとに	150円
	子供アトリエ	1時間までごとに	170円
	企画展示室1	1時間までごとに	740円
	企画展示室2	1時間までごとに	930円
	講座室	1時間までごとに	210円
その他施設	講堂	1時間までごとに	620円

第1号様式

(第2条関係)

第2号様式

(第2条関係)

第3号様式

(第2条関係)

第4号様式

(第2条関係)

第5号様式

(第4条関係)

第6号様式

(第6条関係)

第7号様式

(第8条関係)

第8号様式

(第9条関係)

第9号様式
(第10条関係)
第10号様式
(第10条関係)